

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（平成四年総理府令第五十三号）（抄）

改正案	現行
<p>自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則</p> <p>（窒素酸化物の総量の算定）</p> <p>第一条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（以下「法」という。）第七条第二項第三号の総量は、次の各号に掲げる事項に関する資料を用いて、大気汚染予測手法により窒素酸化物対策地域における窒素酸化物の排出と二酸化窒素の濃度との定量的な関係を推定し、当該窒素酸化物対策地域の二酸化窒素の濃度が二酸化窒素に係る大気環境基準をおおむね確保する濃度となる場合に当該窒素酸化物対策地域において大気中に排出される窒素酸化物の総量となるよう算定するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 窒素酸化物対策地域に影響を及ぼす当該窒素酸化物対策地域外における窒素酸化物の発生源の状況及び排出状況</p> <p>五 二酸化窒素による大気汚染の状況</p> <p>六 （略）</p> <p>2 前項の大気汚染予測手法は、大気汚染物質の拡散に関する理論式</p>	<p>自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則</p> <p>（総量の算定）</p> <p>第一条 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第七条第二項第三号の総量は、次の各号に掲げる事項に関する資料を用いて、大気汚染予測手法により特定地域における総量削減計画の達成の期間の経過後の当該計画に基づく削減がない場合の窒素酸化物の濃度を推定し、当該特定地域の窒素酸化物の濃度が二酸化窒素に係る大気環境基準をおおむね確保する濃度となるよう算定するものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 特定地域に影響を及ぼす当該特定地域外における窒素酸化物の発生源の状況及び排出状況</p> <p>五 （略）</p> <p>2 前項の大気汚染予測手法は、電子計算機その他の機械を利用して</p>

及び窒素酸化物の二酸化窒素への変換に関する経験式等に基づいて電子計算機を利用して計算を行うことなどにより、窒素酸化物の排出と二酸化窒素による大気汚染との関係を定量的に明らかにする手法であつて、当該手法を用いて推定される大気汚染と実測された大気汚染とを照合して相当程度適合していることが確認されたものでなければならぬ。

(粒子状物質の総量の算定)

第一条 法第九条第二項第一号及び同項第三号の原因物質を粒子状物質に換算した総量は、粒子状物質対策地域における各原因物質の排出量に当該粒子状物質対策地域において当該各原因物質の排出が原因となつて生成する浮遊粒子状物質の当該粒子状物質対策地域における浮遊粒子状物質の濃度に占める寄与の程度を基礎として算出した係数を乗じることにより算定するものとする。

2 法第九条第二項第三号の総量は、次の各号に掲げる事項に関する資料を用いて、大気汚染予測手法により粒子状物質対策地域における粒子状物質及び各原因物質の排出と浮遊粒子状物質の濃度との定量的な関係を推定し、当該粒子状物質対策地域の浮遊粒子状物質の濃度が浮遊粒子状物質に係る大気環境基準をおおむね確保する濃度となる場合に当該粒子状物質対策地域において大気中に排出される粒子状物質の総量と各原因物質の総量(各原因物質の排出量を前項に定めるところにより粒子状物質の総量に換算したものをいう。)

大気拡散式に基づく理論計算を行うことにより、又は模型その他の装置を使用した実験を行うことにより、窒素酸化物の排出と窒素酸化物による大気汚染との関係を科学的かつ合理的に明らかにする手法であつて、当該手法を用いて推定される大気汚染と実測された大気汚染とを照合して相当程度適合していることが確認されたものでなければならぬ。

を合算した量となるよう算定するものとする。

- 一 風向、風速等の気象条件
- 二 自動車の交通量等粒子状物質及び各原因物質の発生源の状況
- 三 粒子状物質及び各原因物質の排出状況
- 四 粒子状物質対策地域に影響を及ぼす当該粒子状物質対策地域外における粒子状物質及び各原因物質の発生源の状況及び排出状況
- 五 浮遊粒子状物質による大気汚染の状況
- 六 その他総量の算定に必要な事項

3 前項の大気汚染予測手法は、大気汚染物質の拡散に関する理論式及び各原因物質の浮遊粒子状物質への変換に関する経験式等に基づいて電子計算機を利用して計算を行うことなどにより、粒子状物質及び各原因物質の排出と浮遊粒子状物質による大気汚染との関係を定量的に明らかにする手法であつて、当該手法を用いて推定される大気汚染と実測された大気汚染とを照合して相当程度適合していることが確認されたものでなければならない。

(特種自動車)

第三条 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成四年政令第三百六十五号。以下「令」という。)(第四条第五号の環境省令で定める自動車は、次の各号に掲げる自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの以外のものとする。

(特種自動車)

第二条 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成四年政令第三百六十五号。以下「令」という。)(第三条第五号の環境省令で定める自動車は、次の各号に掲げる自動車であつて、専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のもの以外のものとする。

<p>一〇二十 (略)</p> <p>(特定自動車排出基準)</p> <p>第四条 法第十二条第一項の特定自動車排出基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二二 (略)</p> <p>別表第一 (第四条関係)</p> <p>別表第二 (第四条関係)</p>	<p>一〇二十 (略)</p> <p>(特定自動車排出基準)</p> <p>第三条 法第十条第一項の特定自動車排出基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二二 (略)</p> <p>別表第一 (第三条関係)</p> <p>別表第二 (第三条関係)</p>
---	--

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する総理府令（平成五年総理府令第四号）（抄）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>2 改正後の自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（以下「新府令」という。）<u>第四条</u>の規定は、初度登録日（自動車が初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）<u>第四条</u>の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ。）が平成五年十一月三十日以前である自動車（車両総重量が三・五トンを超え五トン以下のも）（次項において「特例自動車」という。）及び<u>第十三条</u>第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）については、道路運送車両法の規定によりその自動車に係る特定期日（次の表の上欄に掲げる自動車の種別ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる初度登録日に応じ、同表の下欄に定める期日をいう。以下同じ。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が交付又は返付された後初めてその自動車に係る同法の規定による新規検査、継続検査、臨時検査（特定期日の翌日以降に受けるものに限る。）<u>、</u>構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日までは適用しない。ただし、初度登録日が平成五年十一月三十日以前である自動車であつて、特定期日において</p>	<p>附則</p> <p>2 改正後の自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（以下「新府令」という。）<u>第三条</u>の規定は、初度登録日（自動車が初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）<u>第四条</u>の規定により自動車登録ファイルに登録を受けた日をいう。以下同じ。）が平成五年十一月三十日以前である自動車（車両総重量が三・五トンを超え五トン以下のも）（次項において「特例自動車」という。）及び<u>第十一条</u>第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）については、道路運送車両法の規定によりその自動車に係る特定期日（次の表の上欄に掲げる自動車の種別ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる初度登録日に応じ、同表の下欄に定める期日をいう。以下同じ。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が交付又は返付された後初めてその自動車に係る同法の規定による新規検査、継続検査、臨時検査（特定期日の翌日以降に受けるものに限る。）<u>、</u>構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日までは適用しない。ただし、初度登録日が平成五年十一月三十日以前である自動車であつて、特定期日において有効な自動車検</p>

有効な自動車検査証の交付を受けていないもの（特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるものを除く。）については、特定期日の翌日から新府令第四条の規定を適用する。

自動車の種別	初度登録日	期	日
一 令第四条 第一号の普通貨物自動車	昭和五十九年十一月三十日以前		平成六年十一月三十日
	昭和五十九年十一月一日以降、 昭和六十一年十一月一日以前		平成七年十一月三十日
	昭和六十一年十一月二日以降	初度登録日から起算して九年間の 末日に当たる日	
二 令第四条 第二号の小型貨物自動車	昭和六十一年十一月三十日以前		平成六年十一月三十日
	昭和六十一年十一月三十日以前		平成七年十一月三十日

検査証の交付を受けていないもの（特定期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるものを除く。）については、特定期日の翌日から新府令第三条の規定を適用する。

自動車の種別	初度登録日	期	日
一 令第三条 第一号の普通貨物自動車	昭和五十九年十一月三十日以前		平成六年十一月三十日
	昭和五十九年十一月一日以降、 昭和六十一年十一月一日以前		平成七年十一月三十日
	昭和六十一年十一月二日以降	初度登録日から起算して九年間の 末日に当たる日	
二 令第三条 第二号の小型貨物自動車	昭和六十一年十一月三十日以前		平成六年十一月三十日
	昭和六十一年十一月三十日以前		平成七年十一月三十日



五号の特種 自動車		年十一月三十日)
昭和五十八年十 二月一日以降、 昭和六十年十二 月一日以前	平成七年十一月三十日	
昭和六十年十二 月二日以降	初度登録日から起算して十年間の 末日に当たる日	

3 新府令第四三条の規定は、初度登録日が平成八年三月三十一日以前である特例自動車（法第十三条第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）については、道路運送車両法の規定によりその自動車に係る特定期日（次の表の上欄に掲げる自動車の種別ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる初度登録日に応じ、同表の下欄に定める期日をいう。以下同じ。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が交付又は返付された後初めてその自動車に係る同法の規定による新規検査、継続検査、臨時検査（特定期日の翌日以降に受けるものに限る。）、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日までは適用しない。ただし、初度登録日が平成八年三月三十一日以前である特例自動車であつ

五号の特種 自動車		年十一月三十日)
昭和五十八年十 二月一日以降、 昭和六十年十二 月一日以前	平成七年十一月三十日	
昭和六十年十二 月二日以降	初度登録日から起算して十年間の 末日に当たる日	

3 新府令第三三条の規定は、初度登録日が平成八年三月三十一日以前である特例自動車（法第十一条第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）については、道路運送車両法の規定によりその自動車に係る特定期日（次の表の上欄に掲げる自動車の種別ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる初度登録日に応じ、同表の下欄に定める期日をいう。以下同じ。）以降の日が初めて有効期間の満了日として記入された自動車検査証が交付又は返付された後初めてその自動車に係る同法の規定による新規検査、継続検査、臨時検査（特定期日の翌日以降に受けるものに限る。）、構造等変更検査又は予備検査を受ける日の前日までは適用しない。ただし、初度登録日が平成八年三月三十一日以前である特例自動車であつ

て、特例期日において有効な自動車検査証の交付を受けていないもの（特例期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるものを除く。）については、特例期日の翌日から新府令第四条の規定を適用する。

自動車の種別	初度登録日	期	日
一 令第四条 第一号の普通 通貨物自動 車	昭和六十二年三月三十一日以前	平成八年三月三十一日	
	昭和六十二年四月一日以降、昭和六十三年四月一日以前		平成九年三月三十一日
	昭和六十三年四月二日以降	初度登録日から起算して九年間の末日に当たる日	
二 令第四条 第二号の小 型貨物自動 車	昭和六十三年三月三十一日以前	平成八年三月三十一日	
	昭和六十三年四月二日以降		平成九年三月三十一日

て、特例期日において有効な自動車検査証の交付を受けていないもの（特例期日以降の日が有効期間の満了日として記入された自動車検査証の交付又は返付を受けたことがあるものを除く。）については、特例期日の翌日から新府令第三条の規定を適用する。

自動車の種別	初度登録日	期	日
一 令第三条 第一号の普通 通貨物自動 車	昭和六十二年三月三十一日以前	平成八年三月三十一日	
	昭和六十二年四月一日以降、昭和六十三年四月一日以前		平成九年三月三十一日
	昭和六十三年四月二日以降	初度登録日から起算して九年間の末日に当たる日	
二 令第三条 第二号の小 型貨物自動 車	昭和六十三年三月三十一日以前	平成八年三月三十一日	
	昭和六十三年四月二日以降		平成九年三月三十一日



五号の特種自動車（五和六十二年四月の項に該当するものを除く。）	昭和六十年四月 二日以降	昭和六十一年三月三十一日以前	五 道路運送車両法第六十一条第一項の規定により自動車検査証の有効期間が二年とされている特種自動車
	初度登録日から起算して十年間の末日に当たる日	平成八年三月三十一日	昭和六十一年四月一日以降 初度登録日から起算して十年間の末日に当たる日
五号の特種自動車（五和六十二年四月の項に該当するものを除く。）	昭和六十年四月 二日以降	昭和六十一年三月三十一日以前	五 道路運送車両法第六十一条第一項の規定により自動車検査証の有効期間が二年とされている特種自動車
	初度登録日から起算して十年間の末日に当たる日	平成八年三月三十一日	昭和六十一年四月一日以降 初度登録日から起算して十年間の末日に当たる日